

下野市集中改革プランを

策定しました！

一 背景

平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月には総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（集中改革プラン）」が策定されました。この新たな指針に基づき、地方自治体は計画的な行政改革の推進と説明責任の確保が求められています。

下野市の発足にあたっては、「合併は究極の行政改革の一つである」との理念の基に調整を行ってまいりましたが、今後速やかに策定する「行政改革大綱」と「実施計画」に、その内容を具体的に反映させていくため、喫緊の行政改革の指針として「下野市集中改革プラン」を合併協議会と議会における協議を経て平成18年3月に策定しました。

二 計画期間

平成17年度～平成21年度の5年間とされています。

なお、行政改革の着実な実施を図るため、市を取り巻く行財政環境の変化を踏まえ、内容については、毎年度見直しを行います。

三 推進体制

(1) 今回策定する「下野市集中改革プラン」については、緊急に行政改革の推進を迫られている事項、合併準備作業においての課題など、一般的な事項を取りまとめたものです。このため、今後できるだけ早い時期に「下野市行政改革大綱」の策定に着手するとともに、より実践的な事項を決定・見直しした「実施計画」を策定します。

(2) 行政改革を有効なものにするため、職員一人ひとりが厳しい財政状況を認識し、行政改革に対する問題意識を持ち、事務の効率化や徹底した経費の削減等に積極的に取り組みます。

(3) 行政改革を効果的に推進するためには、住民の理解と協力が不可欠であることから、積極的に行政改革に関する情報の提供等を行い、市民との協働により推進します。

詳細は、市のホームページをご覧ください。
下野市ホームページ
<http://www.city.shimotsuke.lg.jp>
「計画・行革」から

集中改革プランの具体的方針

事務事業の適正化

1 事務事業の見直し

総合計画の策定

新市建設計画を基調に、事務事業について具体的目標を設定し、それらを積み上げた総合計画を平成19年度末を目標に策定します。

行政評価システムの確立

市が行う事務事業について、有効性・効率性を一定の指標を用いて評価する「行政評価システム」を検討し、平成19年度に一部試行的に導入し、平成20年度から全事務事業を対象に導入します。

2 組織・機構の見直し

グループ（担当）制の導入

市民の多様なニーズに対応できるグループ（担当）制の導入を平成18年度に検討、平成19年度から導入します。なお、導入にあたっては、管理監督者の資質向上を図ります。

定員管理、給与・人事制度の適正化

1 定員管理の適正化

定員適正化計画の策定

地方分権や新たな行政ニーズを見据えた定員適正化計画を速やかに策定します。平成21年度末までは退職者数の1/2を不補充とし、平成17年度当初と比較し、一般職員数を26名（5.7%）減少させることを目標とします。

2 給与の適正化

職員の勤務成績を適切に評価し成績率などへ反映

平成18年4月には職員的能力・実績に応じた給与体系に転換していくこととなります。このため、職員の勤務成績を適切に評価できる手法をできるだけ早い時期から検討します。

3 定員・給与等の公表

ホームページや市報により、内容を積極的に公表します。

4 人材育成基本方針の策定

人事管理・組織風土・職員研修などを柱とした職員の人材育成に関する基本方針を平成18年度末までに策定します。